

議案第 1 号

運賃協議専門部会の設置について

令和 8 年 7 月 13 日

厚岸町地域公共交通活性化協議会

1 概要

令和 8 年 10 月 1 日より、くしろバス株式会社が運行する路線について運賃改定が行われることとなり、厚岸町内路線（国泰寺線、厚岸・釧路線、買い物循環線）についても運賃改定が実施される予定です。

厚岸町内路線については、協議運賃の形式をとっていることから、道路運送法の規定に基づき、運賃に関する協議が必要となります。

道路運送法では、運賃を設定する事業者と関係自治体などで構成される「運賃を協議する会議体」において、協議を行うことが義務づけられており、地域の関係者が合意のうえで設定する制度で、地域の実情に応じた柔軟な運賃設定が可能となるものです。また、運賃の改定の有無にかかわらず、路線に変更がある場合にも運賃協議が必要とされているものです。

つきましては、厚岸町内の路線について運賃協議を行うため、厚岸町地域公共交通活性化協議会規約第 11 条に基づき、「運賃協議専門部会」を設置いたします。なお、本部会における協議結果につきましては、厚岸町地域公共交通活性化協議会において報告いたします。

道路運送法による流れ
①公聴会の開催等により住民等の意見聴取 ※ホームページへの意見募集掲載等を想定 ↓
②運賃協議専門部会で協議 ※独占禁止法に抵触しないため、1 事業者ごとに個別協議が必要 ↓
③運賃の届出（交通事業者）

2 運賃協議専門部会の構成員について

道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、部会の構成員は以下のとおりとします。

①市町村または都道府県

- ②当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送業者
- ③地方運輸局長
- ④市当村長が住民の意見を代表する者として指名する者

・運賃協議専門部会構成員（案）

所 属	職 名	氏 名
厚岸町町民課	課長	渡部 貴志
くしろバス株式会社	企画課長	原 央
北海道運輸局釧路運輸支局	首席運輸企画専門官	佐藤 彰也
厚岸町自治会連合会	会長	斉藤 健一

また、事務局につきましては、協議会本体と同じく、厚岸町町民課自治振興係といたします。

3 今後のスケジュールについて

今後は、次のようなスケジュールで部会を開催していく予定です。

日 程	内 容	備 考
令和 8 年 8 月上旬	厚岸町ホームページで意見募集	
令和 8 年 8 月下旬	第 1 回運賃協議会専門部会 令和 8 年度第 3 回厚岸町地域公共交通活性化協議会で協議内容を報告	

※現時点での予定のため、変更となる場合があります。

参考：道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

道路運送法 第 9 条 4 項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届けることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村または都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法 第 9 条 5 項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。